

鹿 児 島 県 公 報

平成24年11月16日（金）第2856号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○森林病虫害等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定の解除予定の通知	（森づくり推進課取扱い）	2
○救急病院等の認定の取消し	（地域医療整備課取扱い）	3
○救急病院等の認定	（地域医療整備課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	3
○漁獲共済に係る区域及び区分の設定	（水産振興課取扱い）	4
○県営土地改良事業の計画の変更	（農地整備課取扱い）	4
○公共測量の実施	（監理課取扱い）	4

公 告

○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（2件）	（商工政策課取扱い）	4
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い）	5
○一般競争入札公告	（総務福利課取扱い）	5

告 示

鹿児島県告示第1241号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除命令をする予定である。

平成24年11月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

(1) 区域

指宿市の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成24年12月6日から平成25年3月22日まで

2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

3 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、2に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

4 その他

(1) 2に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 2に掲げる措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木

材チップーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

- (3) 2に掲げる措置を行った者は、平成25年3月22日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
- (4) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が2に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、2に掲げる措置を行うべき松林を所有し、又は管理する者が、1の(2)の期間内に2に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (7) 1の(1)の区域内において松林を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積		
		ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	実施に要した費用				
		種別	数量	単価	金額	
		人夫	人	円	円	
		薬剤	リットル	円	円	
		その他			円	
		計			円	

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第1242号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年11月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
薩摩郡さつま町神子字建山2475番5（次の図に示す部分に限る。），字打込3984番15
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場

に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1243号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急診療所でなくなった。

平成24年11月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

診療所の名称	所在地
鹿屋ハートセンター	鹿屋市札元二丁目3746番地8

鹿児島県告示第1244号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成24年11月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 診療所の名称及び所在地

診療所の名称	所在地
鹿屋ハートセンター	鹿屋市札元二丁目3746番地8

2 認定の有効期限

平成27年9月30日

鹿児島県告示第1245号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年11月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハビリ型デイサービスはればれ	日置市伊集院町郡1744番地4	株式会社彩雲	鹿児島市石谷町3587番地6	杵木 昭二	平成24年11月1日	通所介護
デイサービスセンターアザレア	鹿屋市本町3番3号	医療法人前田内科	鹿屋市本町4番2号	前田 稔廣	平成24年11月1日	通所介護
介護所・げんき	始良市東餅田543番地1	元気サポート株式会社	始良市東餅田543番地1	岩川タツ子	平成24年11月1日	通所介護
リハパークころ	始良郡湧水町木場745番地	株式会社ライフケア	始良郡湧水町木場745番地	久美田和子	平成24年11月1日	通所介護

鹿児島県告示第1246号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成24年11月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リハビリ型デイサービスはればれ	日置市伊集院町郡1744番地4	株式会社彩雲	鹿児島市石谷町3587番地6	杵木 昭二	平成24年11月1日	介護予防通所介護

デイサービスセンターアザレア	鹿屋市本町3番3号	医療法人前田内科	鹿屋市本町4番2号	前田 稔廣	平成24年11月1日	介護予防通所介護
介護所・げんき	始良市東餅田543番地1	元気サポート株式会社	始良市東餅田543番地1	岩川タツ子	平成24年11月1日	介護予防通所介護
リハパークこころ	始良郡湧水町木場745番地	株式会社ライフケア	始良郡湧水町木場745番地	久美田和子	平成24年11月1日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第1247号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成24年11月16日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成20年10月31日鹿児島県告示第1483号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

平成24年11月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
阿久根市折口区域 （阿久根市大字折口の地区）	(1) 主として磯建網漁業を営む漁業 (2) 主として棒受網漁業を営む漁業又は主としてきびなご流網漁業を営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第1248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（区画整理及び暗きょ排水）ゆすいん地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年11月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成24年11月19日から同年12月17日まで
- 縦覧場所
日置市役所農林水産課

鹿児島県告示第1249号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、曾於市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年11月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 作業の期間 平成24年10月1日から平成25年3月8日まで
- 作業の地域 曾於市大隅町中之内地内

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により日置市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年11月16日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成24年11月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ソレイユタウン伊集院
日置市伊集院町徳重字馴枝274番地1 外7筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成24年6月7日
- 3 意見の概要
大規模小売店舗の名称変更及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者が変更したことによる周辺地域の生活環境保持については支障の無いものと考えます。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により日置市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年11月16日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成24年11月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
グランド伊集院
日置市伊集院町徳重字樋脇238番1
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成24年6月7日
- 3 意見の概要
大規模小売店舗の名称変更のため、周辺地域の生活環境保持については、支障は無いものと考えます。

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年11月16日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
霧島市牧園町高千穂字小谷3254番243及び3254番248
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市早良区百道一丁目19番20号
古江増隆

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年11月16日

鹿児島県教育委員会教育長 六反省一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等の名称及び数量
校務用パソコンの賃貸借 905台

(2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。

(3) 納入期限
入札説明書による。

(4) 納入場所
入札説明書による。

(5) 借入期間
平成25年3月1日から平成31年2月28日まで。

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

(4) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成24年12月3日午後5時15分までに3の(2)の提出場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成24年12月26日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年12月27日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎16階）学校施設課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㍿) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成24年12月3日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-5191

ファックス番号 099-286-5661

12 その他

この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

13 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

PCs for School use,905 models,one set

(2) DELIVERY PERIOD:

As stated in the tendering manual

(3) DELIVERY PLACE:

As stated in the tendering manual

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:15 p.m. 26 December 2012

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

General Affairs Welfare Division

Kagoshima Prefectural Educational Bureau

10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-5191

FAX 099-286-5661